

令和8年度渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金
交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	高齢者世帯への振り込め詐欺被害、悪質な電話勧誘等の予防又は抑止するため、詐欺被害等防止機能付き電話機及び機器（以下「電話機等」という。）の購入又は設置に要した費用の一部を補助します。	
内容	補助対象者	電話機等を購入した次に掲げる条件を満たす者です。 （１） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に登録されていること。 （２） 補助金を申請する日の属する年度の末日において満65歳以上の者又はその属する世帯の構成員であること。 （３） 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。 （４） 市税の滞納がない者であること。 （５） 過去に渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金の交付を本人又は、世帯員が受けていないこと。
	補助対象経費	次に掲げる条件を満たす電話機等の購入又は設置費です。 （１） 補助対象者が居住する住居に購入又は設置をするものであること。 （２） 電話機又は電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器であって、電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中にその内容を自動で録音する機能を有するものであること。 2 補助金の交付の対象となる電話機等は、補助対象者が属する世帯につき1台限りとする。
	交付金額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、5,000円を限度とします。 上記の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、予算の定める額とします。 限度に達した時点で受付を終了します。
交付手	事前申込の方法	電話機等を購入又は設置する前に、渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金事前申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、危機管理課へ書面又は郵送、電子メールのいずれ

<p>続 等</p>	<p>れかにより申込してください。</p> <p>書面の場合は、購入又は設置する予定の電話機等の機能が確認できる書類（カタログ、取扱説明書等）を添えて、申込者の住所、氏名及び生年月日が確認できる本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど。以下「本人確認書類」という。）を持参のうえ提出してください。</p> <p>郵送又は電子メールの場合は、購入又は設置する予定の電話機等の機能が確認できる書類（カタログ、取扱説明書等）及び本人確認書類の写し又はデータを添付して提出してください。</p> <p>申込者は、手続きを第三者に委任することができます。受任者は、委任状（様式第4号）に本人確認書類の写しを添えて提出してください。</p> <p>申込書の提出を受けたときは、当該申込内容について必要な審査を行い、補助金対象の可否を決定し、申請者へ連絡します。</p> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
<p>交付申請・請求の方法、時期等</p>	<p>電話機等を購入又は設置後3か月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金交付申請書兼補助金請求書（様式第2号）に必要事項を記載し、危機管理課へ書面又は郵送、電子メールのいずれかにより申請・請求してください。</p> <p>書面の場合は、購入した電話機等の領収書の写し又はその代金の支払が確認できる書類及び振込先口座及び口座名義が確認できる書類（通帳など）を持参のうえ、提出してください。</p> <p>郵送又は電子メールの場合は、購入した電話機等の領収書の写し又はその代金の支払が確認できる書類及び振込先口座及び口座名義が確認できる書類（通帳など）の写し又はデータを添付して、提出してください。</p> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
<p>交付決定、確定の時期等</p>	<p>申請のあった日から30日以内に交付決定及び確定をします。ただし、3月に申請されたものは、当月内に交付決定及び確定をします。</p> <p>補助金の交付が決定したときは、渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により通知します。</p>
<p>支払時期</p>	<p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>

<p>交付決定の取消し 又は補助金の返還</p>	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p> <p>(3) 補助金の交付を受けて購入し、又は設置した電話機等は、補助金の交付の日から3年間は、市長の承認を受けないで補助金の交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p>
<p>申請書等の様式</p>	<p>渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金事前申込書（様式第1号）</p> <p>渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金交付申請書兼補助金請求書（様式第2号）</p> <p>渋川市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入費補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）</p> <p>委任状（様式第4号）</p>
<p>その他</p>	<p>補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。</p>
<p>取扱担当課</p>	<p>渋川市役所危機管理課（本庁舎）</p> <p>電話 0279-22-2130（直通）</p> <p>0279-22-2111（内線1144）</p> <p>メールアドレス anshin@city.shibukawa.gunma.jp</p>